

令和7年度農業用ため池管理者研修会

令和7年8月6日（水）

茨城県 農村計画課 防災G

目次

1 農業用ため池

1-1 ため池とは

1-2 ため池の保全管理について(ため池管理保全法)

1-3 R6年1月ため池浚渫実態調査結果について

1-4 R7~ため池堆砂状況及び浚渫実態調査について

1-5 ため池浚渫に伴う事業紹介・地方債紹介

1-6 ため池事前放流について

2 防災重点農業用ため池

2-1 防災重点農業用ため池の法律(ため池特措法)

2-2 茨城県内のため池整備について(予定や事例など)

2-3 ため池監視システムの事例について

3 ため池支援システム

3-1 ため池データベース(ため池防災支援システム)の活用

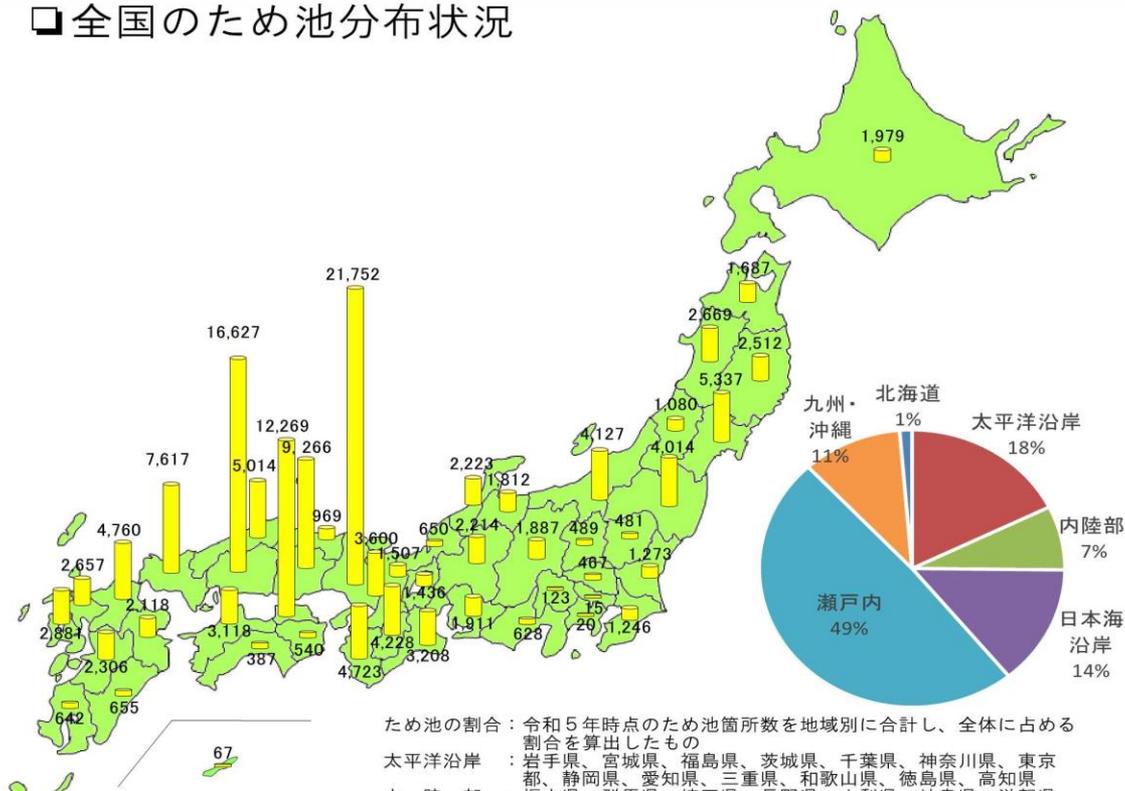
3-2 ため池管理アプリの活用

1 農業用ため池

1-1 ため池とは

- ・ 降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
- ・ ため池は全国に約15万箇所存在し、西日本を中心に全国に分布しています。
- ・ 瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くからため池が築造され全国の約5割が存在しています。

□ 全国のため池分布状況



ため池分布図
(令和5年12月)

箇所数順					
1	兵庫県	21,752	25	愛知県	1,911
2	広島県	16,627	26	長野県	1,887
3	香川県	12,269	27	富山県	1,812
4	岡山県	9,266	28	青森県	1,687
5	山口県	7,617	29	京都府	1,507
6	宮城県	5,337	30	滋賀県	1,436
7	島根県	5,014	31	茨城県	1,273
8	福岡県	4,760	32	千葉県	1,246
9	和歌山県	4,723	33	山形県	1,080
10	奈良県	4,228	34	鳥取県	969
11	新潟県	4,127	35	宮崎県	655
12	福島県	4,014	36	福井県	650
13	大阪府	3,600	37	鹿児島県	642
14	三重県	3,208	38	静岡県	628
15	愛媛県	3,118	39	徳島県	540
16	長崎県	2,881	40	群馬県	489
17	秋田県	2,669	41	栃木県	481
18	佐賀県	2,657	42	埼玉県	467
19	岩手県	2,512	43	高知県	387
20	熊本県	2,306	44	山梨県	123
21	石川県	2,223	45	沖縄県	67
22	岐阜県	2,214	46	神奈川県	20
23	大分県	2,118	47	東京都	15
24	北海道	1,979			151,191

※富山県及び石川県については、令和5年9月末時点のデータを使用している。

(防災課調べ 令和5年12月)

1 農業用ため池

1-1 ため池とは

ため池の歴史

- ・ 水田農業を主体とするわが国では、ほ場の拡大や土木技術の発達とともに農業水利施設を造成し、水源として農業用のため池も数多く築造してきました。
- ・ ため池の約70%は江戸時代以前に築造されたもの、もしくは築造年代が不明なものであり、築造に当たっては、各地域において試行錯誤を繰り返して得られた経験的な技術をもとに造られてきたものと推測されます。

□ため池の歴史

狭山池古地図

(西暦616年頃築造 大阪府大阪狭山市)



昔の工事の様子



満濃池の江戸時代の工事の様子

(満濃池地堅之図)

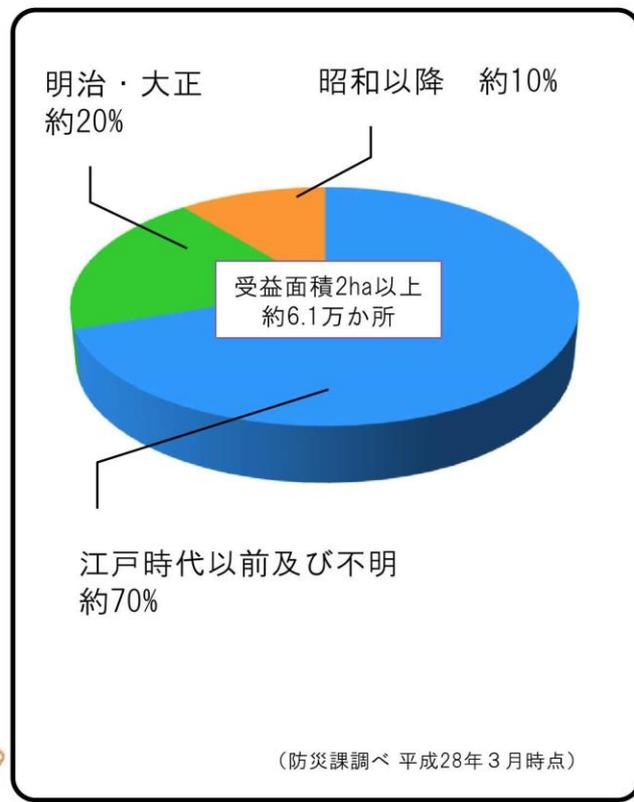


転圧は杵や人の足で踏み固めて盛土したと言われている。

工事に使われた道具



□ため池の築造年代



1 農業用ため池

1-1 ため池とは

ため池の種類と構造

- ・ため池は、その形態により「谷池（たにいけ）」と「皿池（さらいけ）」に区分されます。
- ・棚状に複数のため池が連なっているものは、「重ね池（又は親子池）」と呼ばれています。

谷池



山間や丘陵地で谷をせき止めて造られたため池

皿池



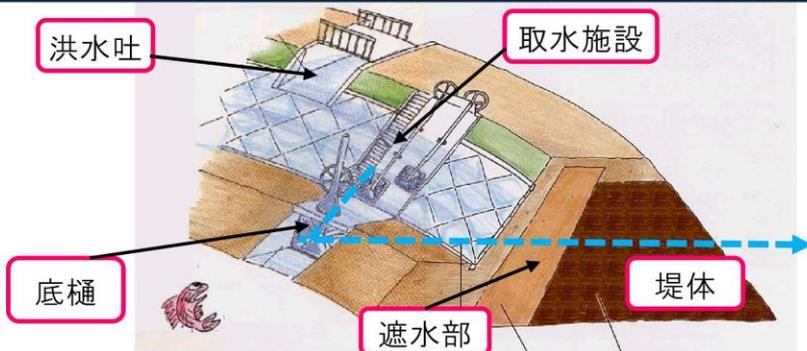
平地の窪地の周囲に堤防を築いて造られたため池

重ね（親子）池



棚状に複数のため池が連なっているため池

- ・ため池は、水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下するための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されています。



1 農業用ため池

1-2 ため池の保全管理について(ため池管理保全法)

法律制定の背景

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」

平成30年7月豪雨と全国ため池緊急点検の実施

- ◆ 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生。
- ◆ 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所を対象に全国ため池緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。

平成30年7月19日
～8月31日実施

平成30年7月豪雨の決壊数

応急措置の事例

【合計】2府4県 32か所



ブルーシートによる
被災箇所の保護



水位を低下させる措置



土砂や流木等の撤去



土のうによる
崩落箇所の拡大防止

1 農業用ため池

1-2 ため池の保全管理について(ため池管理保全法)

【農業用ため池を巡る課題】

(1) 農業用ため池の把握

- ・平成30年当時、全国に約17万箇所あると言われていた農業用ため池のうち、「ため池データベース」に所在地、所有者・管理者、諸元・構造等の情報が整備されていたのは9.6万箇所
- ・全国ため池緊急点検では、現地に迅速に到達できない事例や、データベースに記載されていても既に廃止や荒廃している事例を確認。

(2) 防災重点ため池（R2ため池特措法より防災重点農業用ため池）の関係者役割

- ・防災重点ため池について行政機関の役割が不明確
- ・所有者、管理者、用水利用者の責務が曖昧

(3) 所有者不明のため池の保全管理体制

- ・施設の権利関係が不明確
- ・日常の維持管理が適切に行われなくなることの懸念

(4) 補強対策の実施

- ・都市化や作物転換が進む中、利用されず、放置されているため池の存在
- ・所有者が特定できないことや地元の合意形成が図れず、必要な補強対策等ができない



「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の策定

1 農業用ため池

1-2 ため池の保全管理について(ため池管理保全法)

【農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要】

総則（第1条～第3条）

- ・法律の目的、定義、責務関係

(1) 目的(第1条の概要)

- ◆ 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。【法第1条】

農業用ため池の届出・管理（第4条～第6条及び附則第2条）

- ・届出対象ため池と届出すべき者、届出事項
- ・データベースの整備・公表
- ・農業用ため池の管理と勧告

特定農業用ため池※の指定等（第7条、第8条及び第12条）

- ・特定農業用ため池の指定と行為制限

特定農業用ため池の防災工事の施行（第9条～第11条）

- ・防災工事計画の届出
- ・防災工事命令及び代執行

※特定農業用ため池

決壊した場合に下流に被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池のうち、個人または水利組合等（行政機関以外）が所有するため池

1 農業用ため池

1-3 R6年1月ため池浚渫実態調査結果について

1 調査期間

令和6年1月22日 ~ 令和6年2月29日

2 調査対象ため池

ため池データベースに記載のある全ため池（1,273箇所）

3 調査方法

ため池データベースに所有者として記載のある34市町村への聞き取り

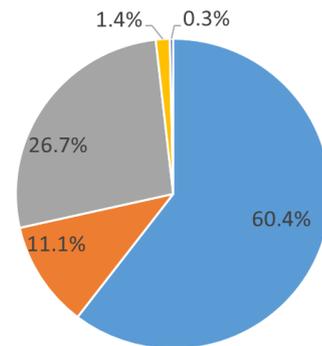
なお、所有者が市町村以外の場合は、市町村から所有者へ聞き取りによる

4 調査結果

【回答集計】

【調査結果】

県内ため池 堆砂状況



- 管理上影響のない程度の堆砂 (714)
- 貯水量の10%未満の堆砂 (131)
- 貯水量の10%～30%の堆砂 (316)
- 貯水量の30%～50%の堆砂 (17)
- 貯水量の50%以上の堆砂 (4)

9割強のため池で堆砂量が貯水量の3割以下
管理上の影響は出ていないとの回答結果

堆砂状況		堆砂による影響									
割合 (記入無し除く：1182箇所)	回答	特に影響はない		貯水量が減少している		通水障害がある		葦等が発生		空欄	
-	記入なし (91)										
60.4%	管理上影響のない程度の堆砂 (714)	714	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
11.1%	貯水量の10%未満の堆砂 (131)	130	99.2%	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
26.7%	貯水量の10%～30%の堆砂 (316)	178	56.3%	7	2.2%	3	0.9%	127	40.2%	1	0.3%
1.4%	貯水量の30%～50%の堆砂 (17)	3	17.6%	12	70.6%	1	5.9%	1	5.9%	0	0.0%
0.3%	貯水量の50%以上の堆砂 (4)	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	合計	1026	86.8%	23	1.9%	4	0.3%	128	10.8%	1	0.1%

1 農業用ため池

1-4 R7～ため池堆砂状況及び浚渫実態調査について

1 調査の背景

- ・ 農業用ため池においては、営農上の利水活用はもちろん、近年は流域治水の観点からため池の洪水調節機能の確保が求められており、日常の適切な維持管理が大変重要である。
- ・ 一方、管理組織の弱体化や農業者の減少、休耕などにより管理が十分に行われていないことが懸念されており、
- ・ ついては、農業用ため池の実態を把握するため、堆砂状況及び浚渫の実態にすいて調査を実施するもの。

2 調査の対象

調査対象者 : ため池データベースに「所有者」として記載のある市町村 (34市町村)

調査対象ため池 : ため池データベースに記載のあるため池 (1,273箇所、令和7年3月末時点)

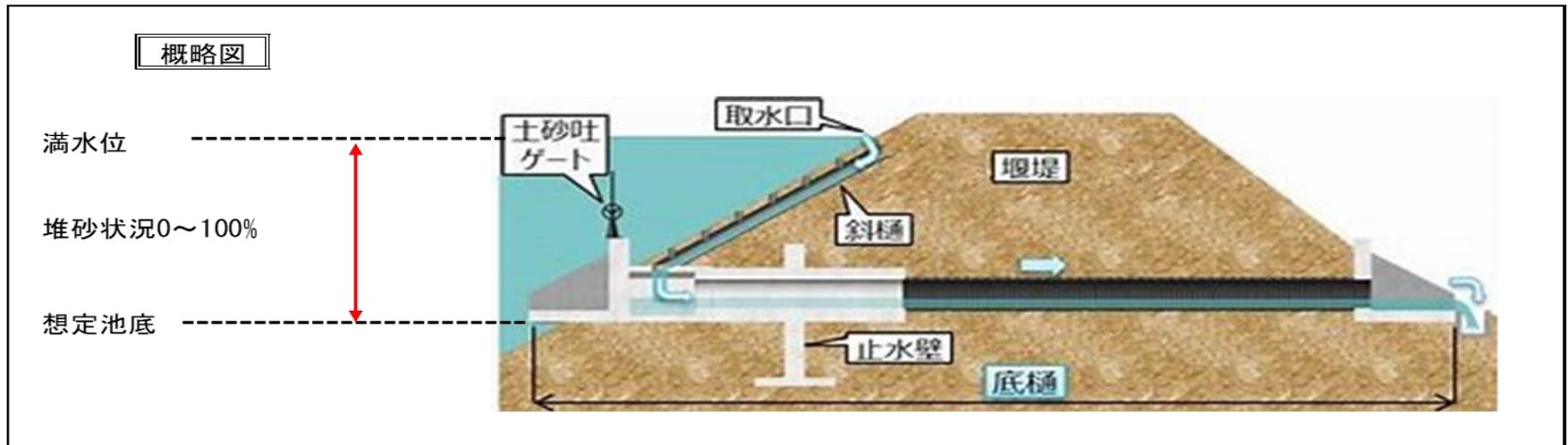
3 調査内容

(1) 農業用ため池の堆砂状況調査

現状水面が本来水面の1/3以上が確認できるため池について、写真撮影及びポール等による堆砂調査

(2) 農業用ため池の浚渫実態調査

過去3年 (R4～R6)、今後3年 (R7～R9) のため池浚渫実績及び予定



1 農業用ため池

1-4 R7～ため池堆砂状況及び浚渫実態調査について

5 今後のため池の堆砂量実態調査方針について

- これまでの堆砂量調査では、調査の方法や堆砂量の目安として基準が不十分であった

→確度を上げるため、土量把握の明確な基準を設定

- 調査数は、年間50箇所分を実施予定
※ため池数が50箇所未満の市町村については、土量の時点修正作業

- 毎年調査を実施し、市町村によっては最大3年間で全ため池の想定土量を把握

- 調査結果は、同年度の3月までの期間とする予定

茨城県防災重点ため池 市町村別集計表

市町村名	農業用ため池総数	防災重点ため池数	市町村名	農業用ため池総数	防災重点ため池数
水戸市	72	2	坂東市	-	-
日立市	11	0	稲敷市	3	0
土浦市	43	0	かすみがうら市	50	0
古河市	-	-	桜川市	114	17
石岡市	21	0	神栖市	-	-
結城市	-	-	行方市	108	0
龍ヶ崎市	6	0	鉾田市	21	0
下妻市	4	1	つくばみらい市	2	0
常総市	1	0	小美玉市	127	3
常陸太田市	89	0	茨城町	27	0
高萩市	9	2	大洗町	4	1
北茨城市	37	0	城里町	66	0
笠間市	144	1	東海村	6	0
取手市	-	-	大子町	29	2
牛久市	4	0	美浦村	-	-
つくば市	48	4	阿見町	6	0
ひたちなか市	20	0	河内町	1	0
鹿嶋市	7	0	八千代町	-	-
潮来市	16	1	五霞町	-	-
守谷市	1	0	境町	1	0
常陸大宮市	119	0	利根町	-	-
那珂市	56	2			
筑西市	-	-	合計	1,273	36

1 農業用ため池

1-5 ため池浚渫に伴う事業紹介・地方債紹介

事業名	土地改良施設維持管理適正化事業		農村地域防災減災事業	県単土地改良事業	多面的機能支払交付金
	整備補修事業	防災減災機能等強化事業	団体営ため池等整備事業	ため池整備型	農地維持支払
目的	施設管理に関する専門的な知見を持った管理専門指導員の診断結果に基づき、計画的かつ効率的に整備補修を実施し、施設の適切な機能保全を図る。	農村地域の防災・減災機能の強化、施設管理の省エネルギー化、再生エネルギー利用及び省力化のための施設整備を実施する。	自然的・社会的状況の変化に対応するため、又は人命・家屋・公共施設等の被害防止のため、ため池の新設、変更、浚渫、附属施設の整備を行う。	堤とう及びその付帯施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために、必要な施設の新設又は改良を行う。	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する。
事業主体	市町村、土地改良区 (土連会員であること)	市町村、土地改良区 (土連会員であること)	市町村、土地改良区等	市町村、土地改良区等	活動組織
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 事業費200万円以上 土連による診断・管理指導において必要と認められた整備補修 5年に1回程度の整備補修を対象とし、毎年経常的に行う維持管理作業は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費100万円以上 土連による診断・管理指導において必要と認められた整備補修 豪雨等による被害の防止・軽減に資するもの 防災重点農業用ため池であること 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費800万円以上 受益面積2ha以上 次のいずれかを満たすもの <ol style="list-style-type: none"> 貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上 緊急放流を阻害する放流口付近の堆砂 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費20万円以上 工事に支障のある土砂の撤去に限られる 	<ul style="list-style-type: none"> ため池の浚渫等の基礎的保全活動が対象 対象施設への位置付けを行う必要あり
浚渫単独実施	○	○	△ (経常的に行う維持管理作業は対象外)	×	○ (活動計画書に位置付けた浚渫であれば実施可)
活用実績	ため池の実績としては不明、 <u>機場調整池にて実績あり</u> R5江連八間土改、R2霞用水土改、H30常北土改 など	実績なし	実績なし (関東農政局管内でも実績なし)	実績あり (浚渫実施の有無は不明)	H28～R2野口池 (笠間市) H31入のため池 (笠間市)

1 農業用ため池

1-5 ため池浚渫に伴う事業紹介・**地方債紹介**

名称	内容・要件
緊急浚渫推進 事業債	<p>【事業年度】 令和7年度～令和11年度 →地方財政措置の内容は変わらず、事業年度が延長されたもの</p> <p>【地方財政措置】 充当率:100% 交付税措置率70%</p> <p>【対象事業】 地方団体が各分野で個別計画（河川維持管理計画等）に緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川、ダム、砂防、治山、<u>防災重点農業用ため池等</u>に係る浚渫</p> <p>※防災重点農業用ため池等とは、農業用ため池及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設を指す。</p>

1 農業用ため池

1-6 ため池事前放流について

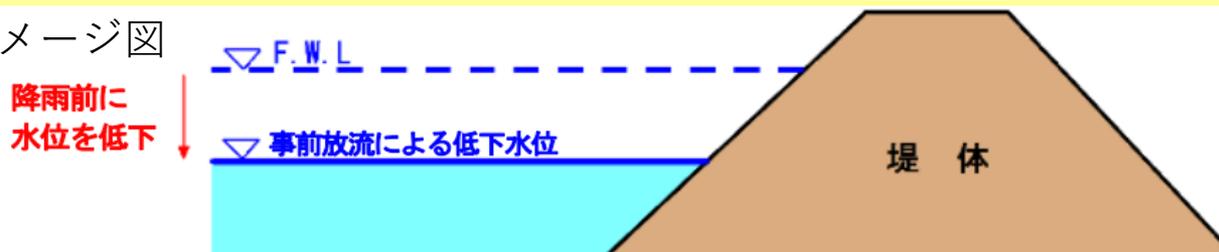
【ため池の事前放流】

豪雨の発生が予測される際、降雨予測等を基にため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保すること。

【低水位管理】

ため池の貯水位を下げ、空き容量を確保することにより、降雨時の流入水を一時的に貯留する管理のこと。

※事前放流イメージ図



留意点	内容
① 水位低下開始のタイミング	放流施設の種類や能力により、水位低下開始のタイミングは異なる。気象状況や下流の状況（水路の溢水等）に十分配慮したタイミングとする。
② 放流量（水位低下量）の設定（営農面への配慮）	貯水位の急な変動は堤体に悪影響（法面崩壊等）を与えるおそれがあるため、底樋を一気に開放しない等の配慮を図る。利水者を含む関係者に事前放流の目的、放流量やリスクについて十分な理解を得る。
③ 関係者間の情報共有	貯水位の急な変動は堤体に悪影響（法面崩壊等）を与えるおそれがあるため、斜樋を上から開ける等の配慮を図る。複数のため池がある場合は、管理者間で情報を共有する。

1 農業用ため池

1-6 ため池事前放流について

【ため池事前放流実施調査結果】

調査年月 (実施期間)	取り組み実績
令和4年7月 (調査期間:令和4年4月～令和4年6月)	防災重点農業用ため池 15箇所 一般農業用ため池 3箇所
令和6年4月 (調査期間:令和5年4月～令和6年3月)	防災重点農業用ため池 6箇所 一般農業用ため池 6箇所
令和6年11月 (調査期間:令和6年4月～令和6年11月)	防災重点農業用ため池 7箇所 一般農業用ため池 15箇所

【具体的な県内の取組み一例】

- ・大雨が予想される前日から数日前に、通常時より水位を下げる。
- ・大雨が予想される3時間前に放流開始、30cm水位を下げる。
- ・台風・大雨時に水門の開放を実施し、水位を通常時の量程度に調整する。

【調査結果より】

- ・毎年実施している同じたため池はほとんどない。
- ・水位調整について30cmほど水位を下げているため池が多い印象。

1 農業用ため池

1-6 ため池事前放流について

【ため池事前放流 他県の事例紹介】

① 水位低下開始のタイミング

- ・ 降雨に関する注意報又は警報が出た場合に実施
- ・ 警報等が発令した場合に実施
- ・ 町役場の雨量計等で 20mm 以上を観測した場合に実施
- ・ 台風等の豪雨が予想される 3 日前から実施
- ・ ため池への流入量が 30m³ /s を超えた場合に実施

② 放流量（水位低下量）の設定

- ・ 梅雨期、台風期等とかんがい期に分けて低下水位を設定し実施
「梅雨期、台風期等」・・・洪水吐から H=1.0m 下がり原則とし、大雨警報発令時等には洪水吐から H=2.0m 下がりまで水位を低下。
「かんがい期」・・・・・・・・大雨警報等が発令し、市・県から管理者(水利組合等)へ水位低下の指示があった場合、洪水吐から H=1.0m 下がりまで水位を低下。
- ・ 最大流入量、洪水量、洪水維持時間および流入量の予測値に基づいて実施

1 農業用ため池

1-6 ため池事前放流について

【ため池低水位管理 他県の事例の紹介】

①低水位管理時期

- ・ 非かんがい期に低水位管理
- ・ 落水の10月から概ね5ヶ月程度は低水位管理。貯水開始は毎年3月上旬に実施
- ・ 7月～9月までの期間を制限水位で管理
- ・ 7月の梅雨時期と9月の台風時期（かんがい終了後）に低水位管理

② 水位の設定

- ・ 堆砂排除を目的として、非かんがい期の一時期に貯水量を0とする。その後は1/3程度の水量で管理
- ・ 耐震性能不足によるため池決壊リスクの軽減を目的として、貯水率80%（管理可能な斜樋1段目：満水位より40cm低下）を目安に設定
- ・ 過去の水位実績より管理組合と協議し、7月から9月は水位を50cm低下
- ・ 受益者の要望と堤体点検の結果に基づき、用水確保に支障のない1/3程度の水位で設定

2 防災重点農業用ため池

2-1 防災重点農業用ため池の法律（ため池特措法）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（ため池特措法）

○背景・内容

- ・平成30年7月豪雨により、多くの農業用ため池が決壊し、人的被害を含む甚大な被害が発生した。
- ・一方、決壊により下流の住宅等被害をおよぼすおそれがある農業用ため池は全国に数多く存在しているが、財政やマンパワーに限界があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要との声が多く寄せられた。
- ・決壊によってその周辺の区域に水害等の被害を及ぼすおそれがある農業用のため池について、防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るための法律を策定。

→防災重点農業用ため池に特化した法律

茨城県は防災重点農業用ため池が36箇所（全国で45位）

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 概要

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、**防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。**

定義

(第2条)

防災工事 : 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（廃止工事を含む）
劣化状況評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
地震・豪雨耐性評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、**防災工事等基本指針を策定。**

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、**防災重点農業用ため池を指定**できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、**防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定。**

【内容】 ① 防災工事等の推進に関する基本的方針 ② 劣化状況評価の実施に関する事項
③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 ④ 防災工事の実施に関する事項
⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 等

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、**技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。**

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。
〔ため池サポートセンター〕

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について**国の必要な財政上の措置**

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる**地方債について特別の配慮**

施行期日、法律の失効

施行期日：令和2年10月1日

法律の失効：令和13年3月31日

ため池特措法の概要について

2 防災重点農業用ため池

2-1 防災重点農業用ため池の法律（ため池特措法）

項目	保全法	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法
期間	令和元年7月1日～	令和2年10月1日 ～ 令和13年3月31日まで
決壊した場合の人的被害にかかるため池の名称	防災重点ため池	防災重点農業用ため池
地方公共団体の対応	防重ため池の浸水想定区域図の作成 緊急連絡体制の整備 防重ため池の選定	推進計画書の作成 防重ため池の選定
主な対策	ため池マップ作成（名称・位置の把握） ハザードマップ作成 ため池支援システム（データベース）の充実 施設の補強（決壊時の影響によって優先順位）	劣化・耐震・豪雨診断の実施 施設の改修（診断でNGになった防重ため池全て）

2 防災重点農業用ため池

2-2 茨城県内のため池整備について（予定や事例など）

年度	箇所数	対象ため池	推進計画書の位置づけ
令和3年度 以前	2	大貫池（大洗町）、堂ノ上（高萩市）	-
令和4年度	1	川尾池（潮来市）	前期
令和5年度	1	不動谷津池（笠間市）	前期
令和6年度	4	武具池（水戸市）、遠州池（小美玉市）、 大池、長久保池（桜川市）	前期
令和7年度	1	飯田沼（桜川市）	前期
令和8年度 以降	18	北岡池、袖山池、鏡ヶ池上池、鏡ヶ池下池、 大岡東池、赤岩池、新沼、上野沼、小ノ池上、 小ノ池下、不動池、池ノ台沼、元向寺池（桜 川市）、新池、東池（小美玉市）、白ヶ峯池、 池ノ入下池（大子町）、宮後（高萩市）	後期

※劣化・豪雨・耐震診断業務は令和5年度までに全ため池（36箇所）実施完了

2 防災重点農業用ため池

2-3 ため池監視システムの事例について

ため池監視システムの県内設置地区の事例（2箇所分）

- 1 設置費用 設計委託約240万円 設置工事約720万円
- 2 維持管理費等 保守点検費(通信費込)約30万円
- 3 補助事業名 農村地域防災減災事業(ため池緊急防災環境整備事業)
- 4 機器導入のメリット・デメリット

【メリット】

- ・現地にいかずともすぐに水面状況を確認できる
- ・水位データの蓄積が可能

【デメリット】

- ・管理対象物の増
- ・状態報告がE-mailのみのため、確認が遅れる可能性が高い
- ・実際の発災については水位情報を基に人間が判断する必要がある

- 5 使ってみた感想、ほしい機能等

- ・発災を発報（水位の異常低下を検知できる等）の機能があると良い
- ・リアルタイムで確認ができるよう、動画が保存できる機能があると有効
- ・山中の場合、通信が安定しない場合がある



管理の労力削減のため、ため池監視システムの設置のご検討をお願いいたします。

3 ため池支援システム

3-1 ため池データベース(ため池防災支援システム)の活用

【ため池支援システムとは】

ため池の位置や諸元の整理や豪雨・地震時のため池状況を把握するための有効なツールであり、国・県・市町村等が情報を共有できるシステム

絞込み

リ豪地土ハ設ロマ
ス雨震砂ザ定グニ
トー アユ
ド ウア

ドメイン変更に伴い、本サイトは2024年10月31日より新URL"https://sipcat.maff.go.jp/map/monitor"に移
転しました。2025年10月31日までは自動的にリダイレクトされますが、ブックマーク等のURL更新をお
願い申し上げます。

名称、または番号

検索

豪雨や地震時に点検対象のため池を表示する

新池
082010016 新池 点検

- ① 対象ため池を選択 (左クリック)
- ② 記録タブ
過去の日常点検・緊急点検の確認
- ② 台帳タブ
ため池の基本情報を確認
- ② 報告タブ
異常等の報告・写真等情報共有

2025年 1月 9日

選択 記録 台帳 報告 グラフ

3 ため池支援システム

3-1 ため池データベース(ため池防災支援システム)の活用

台帳タブよりため池情報の編集

ため池リスト 編集リスト ジョブリスト 地図 マニュアル

ため池ワークフロー - 編集リスト

新規作成 現地で新規作成

ページ 1

- 082010001 - 滝ノ入池 - 茨城県水戸市木葉下町滝ノ入210
- 082010002 - 番場池 - 茨城県水戸市谷津町細田8
- 082010003 - 滝峯池 - 茨城県水戸市全隈町滝峯454
- 082010004 - 権現台池 - 茨城県水戸市田野町権現台1926,1927
- 082010005 - 椎農池 - 茨城県水戸市開江町椎農1945
- 082010006 - 洞狭間第一池 - 茨城県水戸市開江町洞狭間457
- 082010007 - 洞狭間第三池 - 茨城県水戸市開江町洞狭間459
- 082010008 - 富士上池 - 茨城県水戸市加倉井町富士下1578-1
- 082010009 - 富士下池 - 茨城県水戸市加倉井町下ノ池1587-1
- 082010010 - 狭間池 - 茨城県水戸市加倉井町狭間後1609
- 082010011 - 高野池-1 - 茨城県水戸市加倉井町高野1345
- 082010012 - 新堂池 - 茨城県水戸市大塚町新堂1832
- 082010013 - 長谷原池 - 茨城県水戸市河和田町長谷原4469
- 082010014 - 宮脇池 - 茨城県水戸市小吹町宮脇800,806
- 082010015 - 富士池 - 茨城県水戸市酒門町富士池2098-1
- 082010016 - 新池 - 茨城県水戸市酒門町東田2790-1
- 082010017 - 六反田池 - 茨城県水戸市百合が丘町1149-1,1157-1
- 082010018 - 増蔵池 - 茨城県水戸市大塚町下増蔵772-1
- 082010019 - 高野池-2 - 茨城県水戸市大塚町高野678
- 082010020 - 三野輪池 - 茨城県水戸市三野輪町三野輪80
- 082010021 - 新池-1 - 茨城県水戸市有賀町字葉沢1822
- 082010022 - 新池-2 - 茨城県水戸市有賀町字葉沢1822

市町村より修正されたため池情報は、年1回本省に申請・承認される。市→県→農政局→本省（承認）
修正ため池は3月上旬に農政局から本省へ承認申請され、データベースには4月下旬頃あたりに修正情報が反映される仕組み。

https://sipbase.maff.go.jp/tameike/list/mtameikee/082010001/?back=1&city_code=082015

ため池諸元 - 編集

一時保存 編集リストから削除 承認・確認済み 承認・確認済み解除 市区町村に対して差し戻し コメント 編集リスト

	ため池諸元 - 現在	ため池諸元 - 編集
コード	コード番号: 082010001	082010001
	市町村別番号:	
名称	名称: [必須] 滝ノ入池	滝ノ入池
	読み:	たきのいりいけ
所在地	所在地: 局コード: 3	3
	都道府県コード: 08	08
	市町村コード: 08201	08201
	都道府県: [必須] 茨城県	茨城県
	市区町村: [必須] 水戸市	水戸市
	町域名、番地: [必須] 木葉下町滝ノ入210	木葉下町滝ノ入210
	緯度: [必須] 36.0 <input type="button" value="検索"/>	36.0 <input type="button" value="検索"/>
	分: [必須] 24.0	24.0
	秒: [必須] 51.0	51.0
	経度: [必須] 140.0	140.0
	分: [必須] 21.0	21.0

※ため池を選択せずに台帳タブをクリックしたときの画面

3 ため池支援システム

3-1 ため池管理アプリの活用

ため池管理アプリについて

<背景>

- ・災害時には「ため池防災支援システム」にため池の被害状況を報告することが農業用ため池等緊急点検要領で定められている。
※震度5弱の地震（堤体15m以上は震度4）や大雨特別警報時に緊急点検の実施
- ・ため池の多い市町村では災害時に点検報告すべきため池が多い。

<課題>

- ・市町村の担当者だけでは点検・報告に職場のPCで作業する時間を要することが懸念。

<対策>

- ・「ため池管理アプリ」をため池に一番近い場所にいるため池管理者のスマートフォンに入れておくことで、災害時のため池の被害状況を防災関係者の間で共有可能。
- ・災害時にため池管理者から緊急点検報告を行ってもらうことで、県、市町村の点検業務の負荷を軽減。



3 ため池支援システム

3-1 ため池管理アプリの活用

ため池管理アプリの開始



左：Playストア（プレイストア）
右：AppStore（アップストア）



ため池管理者QRコード（利用開始コード）市町村コード：

管理者番号	QRcode	管理者名
2310090001		(年 月 日)
市町村担当者		(年 月 日)
2310090002		(年 月 日)

ため池管理者QRコード：利用開始コード

ため池一括登録用QRコード 依頼元コード：13401 - Page：1

QRcode	一括登録の説明	管理者名
	[全てのため池] 八丈町のため池一括登録コード	(年 月 日)
	[重点ため池のみ] 八丈町のため池一括登録コード	(年 月 日)

ため池一括登録QRコード：ため池を登録

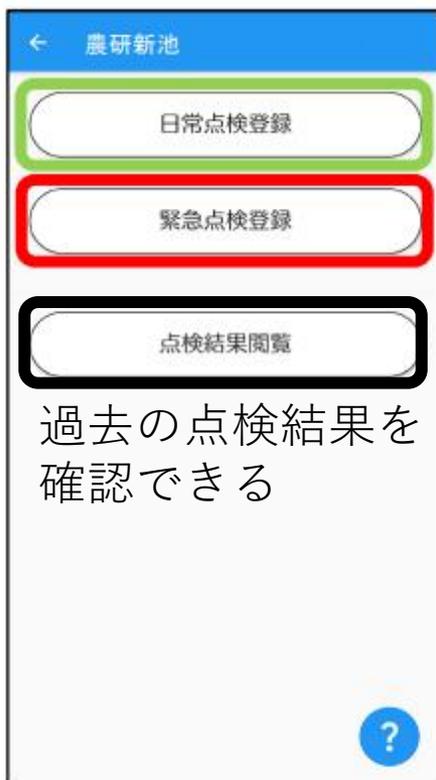
- ・初期設定でため池管理者QRコードとため池一括登録QRコードを読み取って利用開始
- ・各QRコードの発行については県よりため池支援システム問合せ窓口より依頼

3 ため池支援システム

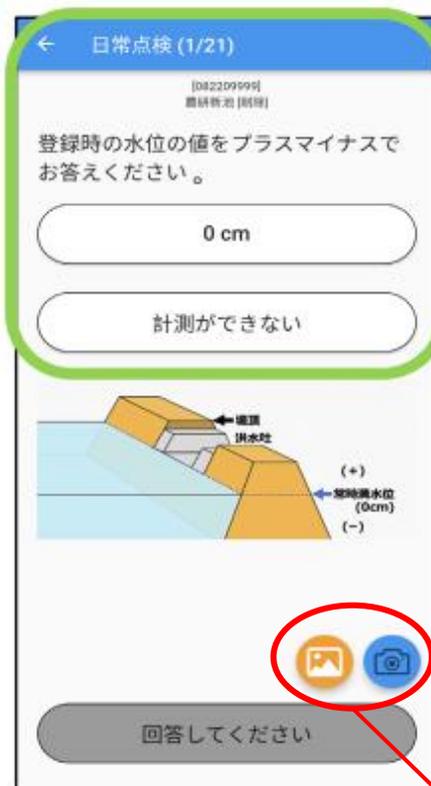
3-1 ため池管理アプリの活用

ため池管理アプリについて

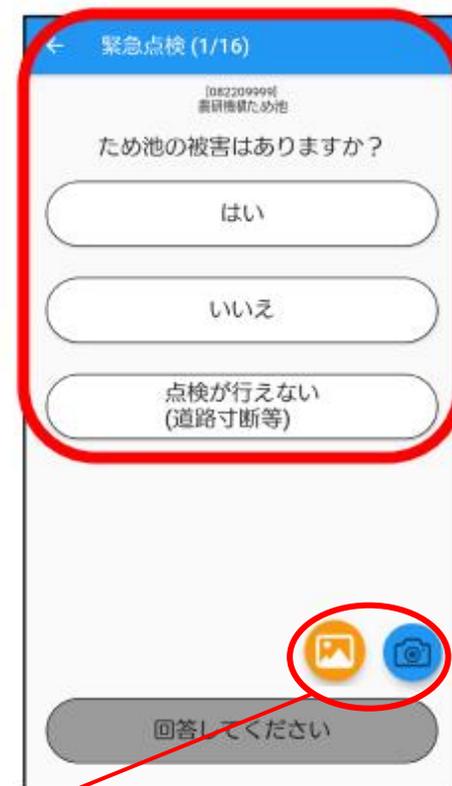
共通画面



日常点検



緊急点検

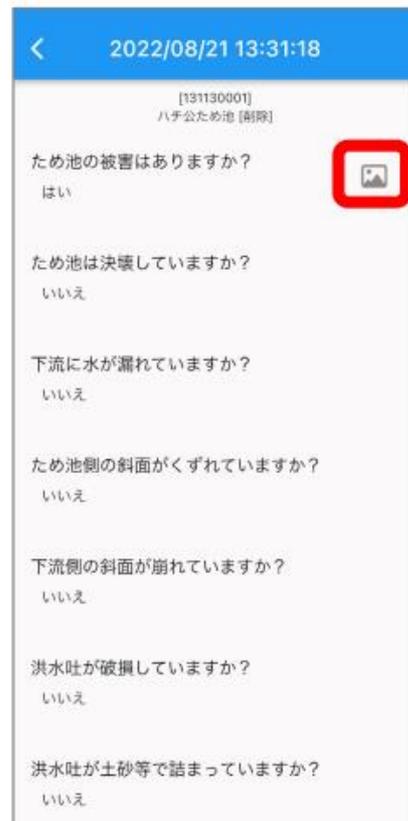


写真を添付

3 ため池支援システム

3-1 ため池管理アプリの活用

ため池管理アプリについて



※点検は、表示される質問に答えて完了まで進んでください。

さいごに（茨城県 農村計画課 防災Gからのお願い）

- **適正な維持管理（ため池内の浚渫や堤体の草刈りなど）**
→堆砂しているため池は何かしら影響が出る恐れがあります。
- **事前放流や低水位管理の実施**
→ため池の空き容量を確保することにより、豪雨時に一時的に貯留することができます。
- **ため池管理者等の確認**
→ため池の情報共有ができる体制を構築願います。
- **地震や豪雨時のため池緊急点検及び報告**
→時間帯が深夜や早朝になることもありますが、被害把握を迅速に行うため、ご協力お願いします。

参考文献

農林水産省HP

<ため池全般>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/

<農業用ため池の管理及び保全に関する法律>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/kanrihozenhou.html

<防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/koujitokusohou.html

<ため池管理マニュアル>

https://www.maff.go.jp/j/nousin/bousai/bousai_saigai/b_tameike/attach/pdf/index-102.pdf

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構HP

<「ため池防災支援システム」のマニュアル>

https://www.naro.go.jp/laboratory/nire/contents/tameike_manual/index.html

茨城県農村計画課HP

<防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画>

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nokeikaku/index.html>

ご視聴ありがとうございました。

農村計画課 防災グループ